



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年4月18日金曜日 第2563号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (障害福祉課) ... 315

地籍調査事業計画の公表(2件)..... (農政課) ... 315

保安林予定森林にする旨の通知(2件)..... (森林整備課) ... 316

保安林の指定の解除(2件)..... ( " ) ... 317

急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)..... (砂防課) ... 317

建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 318

道路の区域変更(県道高知伊予三島線)..... ( " ) ... 318

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 318

道路の区域変更(県道新居浜別子山線)..... ( " ) ... 318

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 319

道路の供用開始(県道新居浜別子山線)..... ( " ) ... 319

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 319

土地改良区役員の就退任の届出(6件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 319

道路の供用開始(県道砥部伊予松山線)..... (中予地方局管理課) ... 321

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 321

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 322

土地改良区連合役員の就退任の届出..... ( " ) ... 322

パーキングチケット発給手数料の収納事務の委託(2件)..... (警察本部会計課) ... 322

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 323

### 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則..... (教育総務課) ... 323

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第465号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月18日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続	随意契約にした理由
X線断层撮影装置 SOMATOM Sensation 64/ Cardiac X線管交換	愛媛県立子ども療育センター 愛媛県東温市田窪 2135番地	平成26年3月12日	香川県高松市伏石町2086番地2 シーメンス・ジャパン株式会社四国営業所 営業所長 三谷 啓二	27,510,000円	随意契約	契約の相手方のみ調達できる物品であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定を適用し随意契約とした。

#### ○愛媛県告示第466号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成26年度の事業計画を、平成26年4月1日次のとおり定めた。

平成26年4月18日

愛媛県知事 中村時広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	星岡地区	平成27年3月31日まで	地籍調査
	天山地区	"	"
	来住地区	"	"
	柳谷地区	"	"
	河中地区	"	"
	堀江地区の一部	"	"
	梅木地区	"	"

	東川地区 堀江地区の一部 内宮地区	” ” ”	” ” (概況調査) ”
今 治 市	常盤町、南日吉町、中日吉町、北日吉町、宮下町の一部 別宮町、石井町の一部 東鳥生町、北高下町、南高下町、衣千町の一部	平成27年 3月31日まで ” ”	地籍調査 ” ” (概況調査)
大 洲 市	新谷の一部 長浜の一部	平成27年 3月31日まで ”	地籍調査 ”

○愛媛県告示第467号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成26年度の事業計画を、平成26年4月1日次のとおり定めた。  
平成26年4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
宇 和 島 市	下畑地の一部	平成27年 3月31日まで	地籍調査
	大浦の一部	”	”
	下畑地の一部	”	数値情報化
	大浦の一部 本九島、蛤、百之浦	”	”
八 幡 浜 市	日土町の一部	平成27年 3月31日まで	数値情報化
	日土町の一部	”	地籍調査
	八幡浜の一部 向灘の一部	”	” (概況調査) ”
新 居 浜 市	竹ヶ市の一部	平成27年 3月31日まで	地籍調査
	政枝、高木、滝の宮の一部、坂井の一部	”	”
	旦の上、大生院の一部	”	”
	河之北の一部	”	”
西 条 市	中野の一部、洲之内の一部	平成27年 3月31日まで	地籍調査
	中野の一部、洲之内の一部	”	数値情報化
	西田の一部	”	地籍調査
大 洲 市	新谷の一部	平成27年 3月31日まで	数値情報化
	長浜の一部	”	”
	新谷の一部	”	地籍調査
	菅田の一部	”	”
四国中央市	金砂町平野山の一部	平成27年 3月31日まで	地籍調査
	金砂町小川山の一部	”	”
	三島金子の一部	”	数値情報化
	金生町山田井の一部	”	地籍調査
	川之江町の一部	”	数値情報化
	土居町上野の一部	”	地籍調査
	上野、畑野	”	”
	土居町上野の一部	”	数値情報化
	馬立の一部	”	地籍調査
新瀬川の一部	”	数値情報化	
東 温 市	明河、滑川の一部	平成27年 3月31日まで	地籍調査
	明河、滑川の一部	”	数値情報化
	松瀬川の一部	”	地籍調査
	松瀬川の一部	”	数値情報化
	北方の一部 河之内の一部	” ”	地籍調査 ”
上 島 町	魚島一番耕地の一部	平成27年 3月31日まで	地籍調査

松 前 町	北黒田の一部 北川原の一部、筒井の一部	平成27年 3月31日まで ”	地籍調査 ”
	南黒田の一部 昌農内の一部	”	” 数値情報化
	筒井の一部、浜の一部、北黒田の一部	”	”
	西古泉の一部、東古泉の一部、北川原の一部	”	”

○愛媛県告示第468号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所  
西予市城川町窪野2793
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第469号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町大瀬中央3334、3346、3452、3453
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大瀬中央3334・3346・3452・3453（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西予市野村町野村17号13の3
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所  
西宇和郡伊方町松2296の3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
無線施設用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所  
西宇和郡伊方町松2296の3
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
無線施設用地とするため

○愛媛県告示第472号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

仁江A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	地 番	標 柱
今治市	吉海町	仁江	1199番 1 1195番 2、3号 1187番 4号 1183番 5号 1178番 6、7号 1171番 8、9号 1176番 10号

仁江B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱29号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	地 番	標 柱
今治市	吉海町	仁江	1142番地先 1号 1141番地先 2号 1163番 3号 1130番 4号 1129番 5号 1125番 6号 1076番 7号 1081番 8、9号 1122番地先 10号 1120番 11号 1116番 12、13号 1114番 14、15号 1112番 16号 1027番 17号 1026番 18号 1007番 19、20号 1010番 21号 1013番 22号 1109番 23、24号 1061番 25号 1067番 26号 1144番 27号 1074番地先 28号 1139番地先 29号

○愛媛県告示第473号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

稲屋

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を国道441号西側官民境界で結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	地 番	標 柱
北宇和郡	鬼北町	大宿	1759番 1752番 2811番 2824番 2827番 2829番 1780番 1806番 2890番	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号

		1824番	10、11号
--	--	-------	--------

○愛媛県告示第474号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-21)第2762号	平成22年 2月8日	豊石造園	浦川 住男	四国中央市土居町津根20 51	平成26年 3月4日	造園工事業	建設業の廃止
(般-24)第11608号	平成24年 7月4日	八塚鉄工建設(株)	八塚 玲治	今治市宮窪町宮窪2268	平成26年 3月10日	土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-21)第16492号	平成21年 5月21日	(有)カトウ	加藤 浩一	今治市国分1-6-33	平成26年 3月12日	とび・土工事業 石工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般特-21)第2607号	平成22年 1月5日	(株)山岡組	山本 悦司	今治市玉川町長谷甲981 - 2	平成26年 3月17日	土工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-22)第3622号	平成22年 12月9日	藤崎建築	藤崎 強	今治市上浦町盛2248-1	平成26年 3月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般-22)第10984号	平成22年 9月26日	佐伯建築	佐伯 正勝	西条市丹原町田滝甲120	平成26年 3月28日	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高知伊予三島線	新居浜市別子山字小美野乙357番2から 同字乙346番64まで	旧	メートル 8.5~10.3	キロメートル 0.033	
			新	10.3~11.9	0.033	

○愛媛県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高知伊予三島線	新居浜市別子山字小美野乙357番2から 同字乙346番64まで	平成26年 4月18日

○愛媛県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番234	旧	メートル 8.1～9.8	キロメートル 0.029	
			新	9.8～16.8	0.029	

○愛媛県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番234	平成26年 4月18日

○愛媛県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番242から 同字乙555番170まで	平成26年 4月18日
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番172から 同字乙555番214まで	"

○愛媛県告示第480号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年 4月18日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成26年 4月11日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市下柏町字堂ノ東629番1及び629番2の一部、並びに  
下柏町字堂ノ東629番1及び629番2地先農道
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 40.38メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 矢 孝 一	松山市西垣生町447番地1

○愛媛県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地
"	崎 山 勇	松山市高岡町112番地

〃	長 野 悟	松山市高岡町266番地
〃	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
〃	竹 内 健 二	松山市高岡町209番地
監 事	三 好 陽 造	松山市高岡町559番地
〃	崎 山 一 生	松山市高岡町52番地
〃	重 松 信 二	松山市高岡町575番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
〃	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地
〃	崎 山 勇	松山市高岡町112番地
〃	長 野 悟	松山市高岡町266番地
〃	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
監 事	三 好 陽 造	松山市高岡町559番地
〃	崎 山 一 生	松山市高岡町52番地
〃	重 松 信 二	松山市高岡町575番地

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
〃	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2
〃	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
〃	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2
〃	天 野 利 行	松山市南高井町1567番地 2
〃	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
〃	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
〃	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
〃	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2
〃	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
〃	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2
〃	天 野 利 行	松山市南高井町1567番地 2
〃	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
〃	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
〃	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 盛 重	東温市下林甲1021番地 1
〃	丹 生 谷 眞 治	東温市下林甲127番地 2
〃	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
〃	丹 生 谷 昌 昭	東温市下林甲554番地 1
〃	森 巧	東温市下林甲243番地
〃	丹 生 谷 政 義	東温市下林甲553番地
〃	丹 生 谷 文 章	東温市下林甲1272番地 2
〃	松 本 重 徳	東温市下林甲1425番地 5
〃	松 本 勝	東温市下林甲1152番地 2
〃	丹 生 谷 正 彦	東温市下林甲985番地
〃	井 本 修	東温市下林甲877番地
監 事	越 智 昭 夫	東温市下林甲1007番地 1
〃	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	丹 生 谷 眞 治	東温市下林甲127番地 2
〃	八 木 久 夫	東温市下林甲1017番地
〃	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
〃	森 知 男	東温市下林甲247番地 1
〃	青 井 忠	東温市下林甲495番地
〃	丹 生 谷 美 雄	東温市下林甲1243番地
〃	山 本 泰 夫	東温市下林甲1293番地 2
〃	松 本 重 徳	東温市下林甲1425番地 5
〃	高 橋 久 仁	東温市下林甲1347番地
〃	丹 生 谷 正 彦	東温市下林甲985番地
〃	松 田 勝 利	東温市下林甲926番地
監 事	越 智 昭 夫	東温市下林甲1007番地 1
〃	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
〃	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
〃	宇 和 川 明	東温市松瀬川1451番地
〃	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地

"	渡 部 徹	東温市松瀬川1213番地
"	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
"	佐 伯 守 一	東温市松瀬川81番地
"	渡 部 光右衛	東温市松瀬川1304番地 1
監 事	渡 部 勝	東温市松瀬川1151番地
"	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	篠 森 清 一	東温市松瀬川416番地
"	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
"	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
"	宇和川 明	東温市松瀬川1451番地
"	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
"	渡 部 徹	東温市松瀬川1213番地
"	渡 部 清 美	東温市松瀬川1974番地
"	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
監 事	渡 部 勝	東温市松瀬川1151番地
"	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	津 川 義 明	東温市上村甲891番地

○愛媛県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町137番10	平成26年 4月18日

○愛媛県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 4月18日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第2号 平成26年 4月 8日	伊予市下吾川字北西原1814番、1817番、1821番及び同地番地先里道	伊予市下吾川2045番地 1 株式会社 マミーハウス 代表取締役 相 中 ふじ子

"	高 市 正 志	東温市上村甲186番地
"	池 本 敏 幸	東温市上村甲488番地 1
"	由 井 猛	東温市上村甲312番地 1
"	高 市 明 治	東温市上村甲157番地 1
"	石 丸 良 彦	東温市上村甲197番地
"	武 智 忠 能	東温市上村甲507番地
"	越 智 義 弘	東温市上村甲639番地 1
"	倉 瀬 文 和	東温市上村甲585番地 2
"	白 石 正 也	東温市上村甲895番地
"	岡 田 文 明	東温市上村甲822番地
監 事	溝 田 隆 徳	東温市上村甲164番地
"	永 野 通	東温市上村甲102番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	津 川 義 明	東温市上村甲891番地
"	高 市 正 志	東温市上村甲186番地
"	高 市 清 馬	東温市上村甲98番地
"	青 井 眞 明	東温市上村甲147番地
"	武 智 浩	東温市上村甲190番地
"	石 丸 武 夫	東温市上村甲172番地
"	武 智 信 一	東温市上村甲239番地
"	高 市 宅 治	東温市上村甲523番地 1
"	津 川 進	東温市上村甲539番地
"	高須賀 弘 信	東温市上村甲998番地 1
"	岡 田 文 明	東温市上村甲822番地
監 事	高須賀 昌 紀	東温市上村甲532番地
"	永 野 通	東温市上村甲102番地

○愛媛県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 地 宣 之	大洲市豊茂甲503番地 2
"	鎌 田 圭 二	大洲市豊茂甲688番地
"	叶 岡 廣 志	大洲市長浜町上老松甲12番地 2
"	惣 谷 夫 二 郎	大洲市戒川甲964番地
"	渡 邊 重 孝	大洲市柴甲1051番地
"	宮 本 増 憲	大洲市戒川甲214番地
"	矢 間 一 義	大洲市長浜町今坊甲1407番地
"	大 谷 信 行	大洲市長浜町黒田甲290番地 3
"	田 中 堅 太 郎	大洲市長浜町櫛生乙135番地
"	岡 孝 志	大洲市長浜町沖浦丙2125番地
"	垣 見 芳 彦	大洲市長浜町出海乙1169番地
"	垣 内 岩 光	大洲市長浜町出海甲1206番地
"	丸 山 壽 一	大洲市長浜甲491番地
監 事	木 下 健 次	大洲市長浜町下須戒甲1909番地
"	山 下 利 治	大洲市柴甲1595番地
"	政 所 憲 一	大洲市長浜町櫛生乙149番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 地 宣 之	大洲市豊茂甲503番地 2

"	鎌 田 圭 二	大洲市豊茂甲688番地
"	叶 岡 廣 志	大洲市長浜町上老松甲12番地 2
"	惣 谷 夫 二 郎	大洲市戒川甲964番地
"	渡 邊 重 孝	大洲市柴甲1051番地
"	宮 本 増 憲	大洲市戒川甲214番地
"	矢 間 一 義	大洲市長浜町今坊甲1407番地
"	大 谷 信 行	大洲市長浜町黒田甲290番地 3
"	田 中 堅 太 郎	大洲市長浜町櫛生乙135番地
"	岡 孝 志	大洲市長浜町沖浦丙2125番地
"	垣 見 芳 彦	大洲市長浜町出海乙1169番地
"	垣 内 岩 光	大洲市長浜町出海甲1206番地
"	丸 山 壽 一	大洲市長浜甲491番地
監 事	木 下 健 次	大洲市長浜町下須戒甲1909番地
"	山 下 利 治	大洲市柴甲1595番地
"	政 所 憲 一	大洲市長浜町櫛生乙149番地

○愛媛県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年 4月18日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	池 田 六 郎	西宇和郡伊方町二見甲2100番地
"	脇 田 英 俊	宇和島市吉田町河内甲1414番地

○愛媛県告示第491号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定によりパ - キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
一般社団法人 愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地 7	パ - キングチケット発給設備（松山東警察署管内）からの手数料の収納の事務	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで

○愛媛県告示第492号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定によりパ - キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
一般社団法人 愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地 7	パ - キングチケット発給設備（今治警察署管内）からの手数料の収納の事務	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 4月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 4月 1日	特定非営利活動法人 人と自然の絆を創る会	丸 山 賢 三	松山市中野町甲21番地	この法人は、愛媛県下の市町とその住民に対して、人と自然の絆を共に創ることを目指し、自然環境及び生活環境にやさしい各種生物の生息地の修復・再生・造成に関する事業等を行い、地域住民が持続可能な癒しと安らぎが享受できる自然環境・生活環境づくりに寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 4月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務時間等）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員について必要がある場合又は特別の事情を有する職員若しくは第1項に定める勤務時間外に勤務を命じる必要がある職員（学校栄養職員等を除く。）について適当と認められる場合は、教育長が別に定める。</p>	<p>（勤務時間等）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員について必要がある場合又は特別の事情を有する職員_____（学校栄養職員等を除く。）について適当と認められる場合は、教育長が別に定める。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。